

令和8年第5回八雲町議会臨時会会議録

令和8年8月10日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 1 号 八雲町長及び副町長の給料の特例に関する条例を
廃止する条例
日程第 4 議案第 2 号 令和8年度八雲町一般会計補正予算（第7号）
日程第 5 報告第1号 専決処分の報告について

○出席議員（14名）

	1 番	斎 藤 実 君		2 番	横 田 喜世志 君
	3 番	水 野 博 美 君		4 番	赤 井 睦 美 君
	5 番	黒 島 竹 満 君		6 番	安 藤 辰 行 君
	7 番	寺 田 広 樹 君		8 番	倉 地 清 子 君
	9 番	小 西 雄 一 君		10 番	関 口 正 博 君
副議長	11 番	宮 本 雅 晴 君		12 番	三 澤 公 雄 君
	13 番	牧 野 仁 君	議長	14 番	大久保 建 一 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	萬 谷 俊 美 君	副 町 長	竹 内 友 身 君
総 務 課 長			
兼新庁舎建設推進室長	川 崎 芳 則 君	財 務 課 長	井 口 貴 光 君
併選挙管理委員会事務局長			
政策推進課長	宮 下 洋 平 君	政策推進課参事	戸 田 淳 君
会 計 管 理 者	佐 藤 尚 君	危機対策課長	田 中 智 貴 君
兼 会 計 課 長			
住民生活課長	川 口 拓 也 君	保健福祉課長	相 木 英 典 君
農 林 課 長			
併農業委員会事務局長	加 藤 貴 久 君	商工観光労政課長	石 坂 浩 太 郎 君
建 設 課 長			
兼公園緑地推進室長	横 田 盛 二 君	環境水道課長	上 野 誠 君
水 産 課 長	吉 田 一 久 君	落 部 支 所 長	伊 藤 勝 君
教 育 長	西 田 浩 人 君	学 校 教 育 課 長	三 坂 亮 司 君
		兼学校給食センター長	
		社会教育課長	
		兼 図 書 館 長	
学校教育課参事	佐 藤 有 三 君	郷土資料館長	佐 藤 真 理 子 君
		町史編さん室長	
体 育 課 長	阿 部 雄 一 君		
		監 査 委 員	千 田 浩 文 君
総合病院事務長	福 原 光 一 君	総合病院庶務課長	長谷川 信 義 君
総合病院医事課長	佐 藤 哲 也 君	総合病院地域医療連携課長	佐々木 裕 一 君
消 防 長	河 井 治 彦 君	八 雲 消 防 署 長	中 野 悟 司 君
八雲消防署庶務課長	小 林 伸 也 君	八雲消防署予防課長	横 田 和 彦 君
八雲消防署警防救急課長	鈴 木 慎 也 君		

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

熊石総合支所長			
兼地域振興課長	田 村 春 夫 君	地域振興課建設係長	小笠原 一 信 君
併熊石教育事務所長			
住民サービス課長	北 川 正 敏 君	産 業 課 長	佐々木 直 樹 君
熊 石 消 防 署 長	関 晃 弘 君	熊石国保病院事務長	石 黒 陽 子 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	野 口 義 人 君	併議会事務局次長	藤 原 悟 史 君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
議 事 係 長	千 代 貴 大 君		
併監査委員事務局監査係			

〔開会 午前１０時００分〕

○議長（大久保建一君） おはようございます。

本日の会議に先立ち、まずはじめに７月２８日に熊本地方で発生した地震で被災された皆さまへ心からお見舞いを申し上げますとともに、負傷者の方の一日も早い回復と、避難生活を余儀なくされている方々の一刻も早い安心をお祈り申し上げます。

次に、去る８月４日、昨年１０月まで町議会議員として在職され、また長年にわたり議長の要職を務められました能登谷正人様をご逝去されました。

故人は多年にわたり町政の発展と住民福祉の向上に尽力され、本町議会の発展にも大きな功績を残されました。議会を代表してそのご功績に深く敬意を表するとともに、謹んで哀悼の意を表します。ここに、故人のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

本日をもって、第５回臨時会が招集されました。出席ご苦労様です。ただいまの出席議員は１４名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより、令和８年８月１０日招集、八雲町議会第５回臨時会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。

日程に入る前に、議長より諸般の報告をいたします。監査委員から６月分の例月現金出納検査の報告書の提出がございました。報告書の提出通知は、お手元に配付のとおりであります。

詳しいことにつきましては、事務局に保管してあります関係書類を必要に応じ、ご覧いただきたいと存じます。

次に議長の日程行動関係であります。７月９日に福島県棚倉町議会より議員の皆様がご来町し、道立公園噴火湾パノラマパークを視察され、活発な意見交換を行いました。また、７月１５日に札幌市において国道２７７号期成会要望が実施され、町長と共に出席してまいりました。

以上、概略を報告いたしました。詳しいことにつきましては、事務局に保管しております関係書類をご覧いただきたいと存じます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（大久保建一君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、横田喜世志議員と小西雄一議員を指名いたします。

◎ 日程第２ 会期の決定

○議長（大久保建一君） 日程第２ 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を本日１日とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日１日と決定いたしました。

これより、局長に諸般の報告をさせます。

◎ 諸般の報告

○議会事務局長（野口義人君） おはようございます。ご報告いたします。

本臨時会に対し、町長から提出された案件は、既に配付しております議案２件および報告１件でございます。これら議案等説明のため、町長、教育委員会教育長、選挙管理委員会委員長、農業委員会会長、監査委員及びそれぞれ委任又は嘱託を受けた説明員の出席を求めています。以上でございます。

◎ 日程第３ 議案第１号 八雲町長及び副町長の給料の特例に関する条例を廃止する条例

○議長（大久保建一君） 日程第３ 議案第１号、八雲町長及び副町長の給料の特例に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○総務課長（川崎芳則君） 議長、総務課長。

○議長（大久保建一君） 総務課長。

○総務課長（川崎芳則君） おはようございます。議案第１号、八雲町長及び副町長の給料の特例に関する条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

議案書１ページをお願いいたします。

本条例は、令和８年１月に判明した職員による準公金の横領による最高責任者及び監督責任として、町長及び副町長の給料を減額する条例について、令和８年４月から６月までの間減額していましたが、その減額期間が満了したことから条例を廃止しようとするものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。以上で、第１号の提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○12番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○12番（三澤公雄君） 既設条例を廃止する議案なんですけれども、適正な指導及び適正な監督とは、どのようなことを心がけてこれから再発防止に取り組んでいくのでしょうか。改めて述べていただきたいと思います。

○総務課長（川崎芳則君） 議長、総務課長。

○議長（大久保建一君） 総務課長。

○総務課長（川崎芳則君） この横領によりまして、過去にさかのぼりますと、令和５年９月、また、今回の本年１月に起きました、こういう横領事件ということで公務員として

一瞬に信用を失ってしまうという重大な事案として、私たちも受け止めております。この事案を受けまして、町としてはですね、職員に対し、まず啓発。具体的にはですね、職員の各課で管理しております団体の会計事務ですとか、そういった部分においては、複数人でチェックするという体制を改めて指導をさせていただいて、各課長及び補佐、係長も兼ねて、二重、三重のチェック体制を敷いて、今事務を進めております。

また、会計の帳簿ですね。そちらの帳簿も定期的にそれを確認するという部分も含めて、今実際に行っているところでございます。

今年の 1 月に起きた部分から 3 回ほど職員の方には定期的にそういった部分を周知しながら、また管理職ですね。課長職に対しても情報共有しながら、現在進めているというところでございます。よろしくお願いします。

○12 番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○12 番（三澤公雄君） この間、ちょっと似たような事案がね、続いたわけですから、ぜひ今回の議案の対象である町長及び副町長からも両方お二人からもこれからに対する決意というか、またもし起こったりした場合ね、本当にどんな謝り方をしたらいいのかということで僕らも困りますので、改めてこの本会議場で再発させないという意味での決意のようなものを聞きたいと思いますが、お願いできますでしょうか。

○副町長（竹内友身君） 議長、副町長。

○議長（大久保建一君） 副町長。

○副町長（竹内友身君） 三澤議員ご質問の内容でいきますと、再発防止ということで今、総務課長申しましたが、やはり職員の不祥事というのは、これ以外にもございまして、その都度処分としているわけですが、今回の事案については横領ということで、他の案件に比べると非常に重い案件でございましたので、これの再発防止という観点でこれは、事務方としては、積極的に進めていかないといけない部分だと思いますので、そのあたり私以下ですね、総務も含めて、職員に対して周知徹底図ってまいりたいと思いますし、二度とこういったことが起きないように、監督、監視をしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○町長（萬谷俊美君） 議長、町長。

○議長（大久保建一君） 町長。

○町長（萬谷俊美君） 私からも最高責任者ということになりますので、こういった事務の取り扱いの中でも、現金を扱う公金を扱うという部署に関しましては、やっぱり定期的に総務課長、副町長からもありましたように、職員同士でお互いにやっぱり声をかけ合って、定期的な監視検査というか、チェックをするということが一番大切なのかなというふうに思っています。

どうしても忘れた頃に気が緩むといいますか、大丈夫だろうっていうその固定観念がどうしても人間生まれてくるのかなというふうに思います。私としては、やっぱり最高責任者で細いことを日常的に言うことはないですけども、定時期に副町長なり関係課長にそ

ういった助言、苦言を呈しながら事務を進めてまいりたいというふうに思っていますので、引き続き皆様方のご協力をいただきながら、お互いにこういうことがないようにやっていきたいというふうに思っていますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議長（大久保建一君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 質疑終結と認めます。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第4 議案第2号 令和8年度八雲町一般会計補正予算（第7号）

○議長（大久保建一君） 日程第4 議案第2号、令和8年度八雲町一般会計補正予算第7号についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○財務課長（井口貴光君） 議長、財務課長。

○議長（大久保建一君） 財務課長。

○財務課長（井口貴光君） おはようございます。議案第2号、令和8年度八雲町一般会計補正予算第7号についてご説明いたします。議案書2ページをお願いいたします。

このたびの補正は、歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに1,951万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を165億8,996万2千円にしようとするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書9ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、3目高齢者福祉費、3,320万円の追加は、ケアハウス屋上修繕事業に対する補助金であります。

本事業は、社会福祉法人がケアハウス屋上の防水対策の強化を実施することに対し、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、補助基準額に対して補助率10分の10を活用するため、国へ整備計画書を提出していたところ、7月2日付けで内示通知を受けたことから当該事業に対して補助しようとするものであります。

対象施設は、社会福祉法人立栄会が運営するケアハウスなのはな及びケアハウスひまわりであり、事業費合計3,454万円に対し、補助基準額の10分の10相当額として、3,320万円を補助金として追加しようとするものであります。

6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費、1,468万5千円の減額は、バイオ

マス利活用施設用車両購入費であります。

本事業は、バイオマス利活用施設の円滑な運営のために配備している4 t ダンプトラックについて、現行車両の老朽化が著しいことから、当初予算に1,468万5千円を計上し、更新に向けて事務手続きを進めてまいりましたが、メーカーへ納期の確認を行ったところ、トラック荷台の深あおりダンプへの架装のため、納入までに12か月以上を要することが判明し、年度内の納入が見込めなくなったものであります。

このことから、本年度予算から購入に係る費用である1,468万5千円を減額するものがありますが、当該車両は、製造肥料の運搬のほか、構内での資材等の移動など、作業上、重要な車両であることから債務負担行為を設定させていただき、今年度中に車両購入契約を締結し、翌年度の早い段階での納入を目指すこととしております。

なお、債務負担行為の設定については、第2表債務負担行為補正でご説明いたします。

8款土木費、1項土木管理費、2目車両管理費、100万3千円の追加は、熊石総合支所配備車両のエンジン載せ替えに係る車両整備費であります。

当該車両は平成26年6月に購入し、道路・橋りょう・河川の維持管理や急傾斜地・地すべり等の現場調整、さらには災害発生時の初動対応など、熊石地域において幅広く使用しておりますが、7月17日、走行中にエンジンの警告灯が点灯し、ノッキング等の不具合が発生したことから、速やかにディーラーによる点検を実施したところ、安全な運行を継続するためには、エンジンの載せ替えが必要であるとの診断を受けたところであります。

日々のパトロールや災害時における迅速な対応を行うためには、車両を早急に使用可能な状態にする必要があることから、エンジン載せ替えに係る費用として、100万3千円を追加しようとするものであります。

以上、補正する歳出の合計は、1,951万8千円の追加であります。

続いて、歳入であります。議案書7ページをお願いいたします。

11款1項1目地方交付税、91万8千円の追加は、普通交付税で、歳出に対応した計上であります。15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、3,320万円の追加は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金で、ケアハウス屋上修繕事業における補助基準額の10分の10相当額であります。

22款、1項町債、3目農林水産業債、1,460万円の減額は、バイオマス利活用施設整備事業債で、歳出でご説明しましたバイオマス利活用施設用車両購入費の減額に対応した地方債の減額であります。

補正する歳入の合計は、歳出と同額の1,951万8千円の追加であります。

次に、債務負担行為の補正であります。議案書4ページ上段をお願いいたします。

第2表債務負担行為補正は、追加でバイオマス利活用施設用車両購入費で、期間を令和8年度から令和9年度まで限度額を1,321万4千円に設定しようとするものであります。

次に、地方債の補正であります。議案書中段をお願いいたします。

第3表地方債補正は、バイオマス利活用施設整備事業の変更であり、地方債の限度額の合計を4億7,040万円から4億5,580万円に変更しようとするものであります。

以上で、議案第2号令和8年度八雲町一般会計補正予算第7号の説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（大久保建一君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○12番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○12番（三澤公雄君） 2点をお伺いいたします。1点は土木費の車両整備費ですか、エンジン載せ替え。車両の症状を先ほどの説明でお聞きしますと、エンジンオイルの点検を怠ってたからそういうことになったのかなというふうに思うんですね。日々の管理はどうなってるんでしょうか。

いろいろな活躍されている車と聞きましたので、なおさら日々の管理の状況っていうのは大切だと思うんですが、それが怠ってたのではないかなという症状だと思います。

もう一点はですね、バイオマス利活用施設車両購入費のこの債務負担行為として次年度に持っていくやつですが、これ、当初予算よりも少ない金額になっている理由を改めてお聞きいたします。

○地域振興課建設係長（小笠原一信君） 議長、地域振興課建設係長。

○議長（大久保建一君） 建設係長。

○地域振興課建設係長（小笠原一信君） 現在、修理を行おうとしている車両の今までの整備といいますか、維持管理の部分だと思いますけれども、去年の6月に車検整備を行いまして、その後普通に管理で使っていたんですけれども、確かにオイルの減りが早いということで昨年の12月に一度オイルを点検して補充しております。

また、今年の春4月にも一度点検してオイルが減ってたので、1Lほど補充して、現在に至っております。以上です。

○水産課長（吉田一久君） 議長、水産課長。

○議長（大久保建一君） 水産課長。

○水産課長（吉田一久君） バイオマスの4tトラックダンプの債務負担行為の額と当初予算額で債務負担行為の額が低いということのご質問でございますが、これにつきましては、今年度購入にあたって参考見積もりを複数社から取りましたところ、その中で一番高い価格で債務負担行為のほうを設定させていただいたところでございますので、よろしく願いいたします。

○12番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○12番（三澤公雄君） 定期的な先ほどのオイルの件ですけれども、見て減ってるから足したと。でも、最終的にエンジンを壊してしまったわけですから、そのオイルが減っている原因まで何があるんだろうかっていうところを追求しなかった理由って言うんですか。

数カ月後に2度目、オイルを1L足したと。なぜ減ってるんだろうかっていう着眼点はな

かったんでしょうか。

○地域振興課建設係長（小笠原一信君） 議長、建設係長。

○議長（大久保建一君） 建設係長。

○地域振興課建設係長（小笠原一信君） 大変申し訳ありません。私そんな車のほう詳しくはないんですけども、確かにエンジンの壊れる予兆とすれば、先ほど申しましたとおり、オイルの減りが激しくなるという話は、今回ディーラーで見ていただいたときにそのような指摘を受けております。

そんな減りってというか、1 L程度なので私個人的には、通常使ってた中のオイルの減りなのかなというふうに思ってたして、そのへんは深く考えておりませんでした。申し訳ありませんでした。

○12 番（三澤公雄君） 了解。

○議長（大久保建一君） 他に質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（大久保建一君） 日程第5 報告第1号、専決処分の報告についてを議題といたします。本件は、損害賠償額を専決処分したことについての報告でございます。提出者の説明を求めます。

○建設課長（横田盛二君） 議長、建設課長。

○議長（大久保建一君） 建設課長。

○建設課長（横田盛二君） 報告第1号、専決処分の報告についてをご説明いたします。議案書13ページになります。

本件は、除雪作業業務に関わる車両事故によって発生した損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による議会の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、本臨時会において報告といたしたいものであります。14ページをお開きください。

事故の状況であります。令和5年2月6日午後4時45分頃、議案書記載のガソリンスタンドにおいて、除雪タイヤショベルの給油のために車両を停止いたしましたが、多少計量機と離れていたため、ハンドルを切って給油しやすいように近づけたところ、同車両の

除雪プラウを前方のガソリン計量機に衝突させ破損させたものであり、損害を賠償するために、事故後示談交渉を進めておりましたが、賠償額が折り合わなかったため、令和6年7月19日に函館地方裁判所に訴状が提出され、令和8年3月4日に60万1260円及びこれに対する年3%の割合による金銭の支払いとの判決が言い渡されました。

相手方は、令和8年4月28日、原審判決に不服として、札幌高等裁判所に控訴理由書が提出されましたが、裁判所からの和解提案により、令和8年7月9日に和解が成立したことから、民法第715条第1項の規定により、その損害を賠償するものであり、令和8年7月9日、専決処分により決定したものであります。

1、損害賠償の額は、計量機の緊急対応費用及び本復旧費に相手方弁護士費用、遅延利息分の相当額70万円。2、損害賠償の相手方は議案書に記載のとおりであります。

今後の再発防止対策といたしまして、今回の事故は、スタンド従業員に給油しやすいようにという親切心で行った行動ではありましたが、給油敷地内では、従業員の指示に従い、大型除雪車両の長さ、給油口の位置などを踏まえて適切な位置に停車させるとともに、オーバーハングや内輪差などにも十分注意をし、不用意な、不必要な動きをしないよう、今後も周知徹底を指導してまいりたいと考えております。

このたびは、このような事故を起こしてしまい、相手方関係者の皆様には、ご迷惑をおかけし、誠に申し訳ありませんでした。

以上、報告第1号専決処分の報告についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（大久保建一君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 質疑なしと認めます。

これによって、本件については報告済みといたします。

◎ 閉会宣言

○議長（大久保建一君） これをもちまして、本臨時会に付議された案件はすべて議了いたしました。

よって、令和8年第5回八雲町議会臨時会を閉会いたします。

〔閉会 午前 10時28分〕